資料１－１

部会及び政策提言プロジェクトの役員会案

１　部会（指定都市市長会規約第 11 条、部会の設置について第 3･第 4）

（１）設置する部会、部会長及び部会構成市

① 行財政部会

大都市の実態に対応した自律的な運営を可能とする地方行財政制度を確立するための研究や提言を行う。

【部 会 長】 北橋 健治　北九州市長

【構成市長】 奥山 恵美子 仙台市長、加山 俊夫 相模原市長、
河村 たかし 名古屋市長、門川 大作 京都市長、
竹山 修身 堺市長、北橋 健治 北九州市長
幸山 政史 熊本市長

② 社会保障部会

自助・共助・公助の最適な組み合わせ等を通じて、市民が将来にわたって住み慣れた地域で安心して生活できる社会を構築するための持続可能な社会保障制度の確立に向けた研究や提言を行う。

【部 会 長】 清水 勇人　さいたま市長

【構成市長】 上田 文雄　札幌市長、清水 勇人　さいたま市長、
熊谷 俊人　千葉市長、福田 紀彦　川崎市長、
田辺 信宏　静岡市長、橋下　徹　大阪市長、
久元 喜造　神戸市長

③ 経済・雇用部会

地域経済を牽引する大都市の経済成長戦略や雇用創出に関する研究や提言を行う。

【部 会 長】 松井 一實　広島市長

【構成市長】 林　文子　横浜市長、篠田　昭　新潟市長、
鈴木 康友　浜松市長、大森 雅夫　岡山市長、
松井 一實　広島市長、髙島 宗一郎　福岡市長

（２）期間

市長会議で決定の日から平成 28 年 3 月 31 日までとし、必要に応じて見直すことができるものとする。ただし、その期間が満了しても、新たな部会の構成が決定するまでの間は、各部会の活動を継続するものとする。

２　政策提言プロジェクト（指定都市市長会規約第 12 条）

（１）設置するプロジェクト、担当市長及び参加市長

① 女性の社会進出プロジェクト

人口減少及び少子高齢社会においては、経済成長を実現し、社会の活力を維持するために女性の活躍をより一層促進する必要があり、APEC においても、『経済の成長と繁栄には女性の参加と連携が不可欠である』という共通認識に至っている。今後は、

欧米諸国では既に見られないが我が国では依然として見られる、30代から40代にかけての女性の就業率が下がるいわゆる「M字カーブ」の改善などに取り組む必要がある。

同プロジェクトでは、女性の社会進出を阻害している要因・課題を検討し、進出を促進するための政策提案を行う。

【担当市長】 奥山 恵美子 仙台市長

【参加市長】 林　文子　　横浜市長、篠田　昭　　新潟市長、
田辺 信宏　　静岡市長、大森 雅夫　岡山市長

② ICT関連プロジェクト

ICTは既に国民・市民生活に身近な存在となっている。これからは、ICTの利用・普及促進に努めるだけではなく、ICTの活用による市民や事業者の利便性向上、ICTを取り入れた市民参加や市民協働の推進等が求められている。

同プロジェクトでは、市民サービスをより効率的に行い、市民と行政との距離をより近づけるため、ICTを活用する政策提案を行う。

【担当市長】 熊谷 俊人　千葉市長

【参加市長】 福田 紀彦　川崎市長、鈴木 康友　浜松市長

（２）調査・研究期間等

指名の日から概ね１年以内に市長会議において報告

【参考】指定都市市長会体制図（案）

指定都市市長会

■役員及び役員会
（規約第 5 条及び 10 条）

会　長：林　文子　横浜市長

副会長：門川 大作　京都市長
北橋 健治　北九州市長
鈴木 康友　浜松市長
奥山恵美子　仙台市長
熊谷 俊人　千葉市長

■特命事項（規約第 10 条の 2）
□国会議員の会担当　【特命担当市長：鈴木　康友　浜松市長】
□中核市・特例市連携担当【特命担当市長：篠田　昭　新潟市長】
□災害復興担当　【特命担当市長：奥山 恵美子 仙台市長】

■政策提言プロジェクト（新設：規約第 12 条）
□女性の社会進出プロジェクト
担当市長：奥山 恵美子　仙台市長
参加市長：林　文子　横浜市長、篠田　昭　新潟市長
田辺 信宏　静岡市長、大森 雅夫　岡山市長
□ＩＣＴ関連プロジェクト
担当市長：熊谷 俊人　千葉市長
参加市長：福田 紀彦　川崎市長、鈴木 康友　浜松市長

■部会（規約 第 11 条、部会の設置について 第 3・第 4）
□行財政部会　【部会長：北橋 健治　北九州市長】
構成市長：仙台市長、相模原市長、名古屋市長、京都市長、堺市長、北九州市長、熊本市長
□社会保障部会　【部会長：清水 勇人　さいたま市長】
構成市長：札幌市長、さいたま市長、千葉市長、川崎市長、静岡市長、大阪市長、神戸市長
□経済・雇用部会【部会長：松井 一實　広島市長】
構成市長：横浜市長、新潟市長、浜松市長、岡山市長、広島市長、福岡市長
※ 構成市長については、市長の個人名を省略

※「規約」及び「部会の設置について」の条番号は改正後のもの